

官報

号外 昭和四十年四月九日

第四十八回 衆議院會議録 第三十号

昭和四十年四月九日(金曜日)

議事日程 第二十八号

昭和四十年四月九日

午後二時開議

第一 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出)

○本日の會議に付した案件

オリンピック記念青少年総合センター法案(内閣提出、參議院回付)

日程第一 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時八分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

オリンピック記念青少年総合センター法案(内閣提出、參議院回付)

○議長(船田中君) おはかりいたします。參議院から、内閣提出、オリンピック記念青少年総合センター法案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

オリンピック記念青少年総合センター法案の參議院回付案を議題といたします。

オリンピック記念青少年総合センター法案 右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。昭和四十年四月九日

參議院議長 重宗 雄三
船田 中殿

附則 (施行期日) 公布の日

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第五条 青少年総合センターは、設立の登記をす

ることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 青少年総合センターの最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

(経過規定)

第七 青少年総合センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第十二条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「青少年総合センターの成立後遅滞なく」とする。

(金銭以外の財産の追加出資)

第七 政府は、昭和四十一年三月三十一日までの間に於いて第四条第二項の規定により青少年総合センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることが出来る。

(登録税の非課税)

第八 青少年総合センターが第四条第一項又は同条第二項及び前条の規定により政府から出資を受けた不動産の所有権の取得又は保存の登記については、登録税を課さない。

(不動産取得税の非課税)

第九 都道府県は、青少年総合センターが第四条第一項又は同条第二項及び附則第七条の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(登録税法の一部改正)

第十 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「国立教育会館」の下に、「オリンピック記念青少年総合センター」を、「国立教育会館法」の下に、「オリンピック記念青少年総合センター法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ二ノ二中「又ハ国立教育会館」

を「国立教育会館又ハオリンピック記念青少年総合センター」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国立教育会館」の下に、「オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

第三百四十八条第二項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 オリンピック記念青少年総合センターが直接青少年の研修の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本中小企業指導センター」の下に、「オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十四 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

オリンピック記念青少年総合センター(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十五 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

オリンピック記念青少年総合センター(昭和四十年法律第 号)

オリンピック記念青少年総合センター(昭和四十年法律第 号)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の參議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

昭和四十年四月九日 衆議院會議録第三十号 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案外一案

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、日程第二、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和四十年二月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第二項中「二分の一」を「百分の六十五」に改める。

第九十四条第四項中「二分の一」を「百分の六十五」に改める。

附則

この法律は、公布の日より施行し、改正後の第五十三条の二第二項及び第九十四条第四項の規定は、昭和四十年年度以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

理由

家屋等について生じている鉱害の復旧を促進するため、家屋等の復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額の算定の基礎を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十年二月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。目次中「鉱害賠償基金」を「被害基金」に改める。第一条中「鉱害の賠償を担保し、及び」を「被害者等」に改める。

第四条第二項中「被害賠償基金」を「被害基金」に改める。

第三章 被害賠償基金を「第三章 被害基金」に改める。

第十二条中「及び促進する」を「並びに被害の賠償及び被害の賠償」を「並びに被害の賠償及び被害の防止のための措置」に改める。

第十七条中「被害賠償基金」を「被害基金」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第三十条第四号を第五号とし、同条第三号中「前二号」を「第一号又は第二号」に改め、同条同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付 第三十一条第一項中「又は第二号」を、「第二号又は第三号」に改める。 第三十三条中「第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十八条の見出し及び同条第一項中「被害賠償基金債券」を「被害基金債券」に改める。 第五十四条中「被害賠償基金」を「被害基金」に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(被害基金の設立等) 第二条 改正前の第十二条の規定により設置された被害賠償基金は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する被害基金となるものとする。

2 改正前の石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の規定によつて被害賠償基金に對してした処分又は同法の規定によつて被害賠償基金がした手続その他の行為は、改正後の石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の規定によつて被害基金に對してした処分又は同法の規定によつて被害基金がした手続その他の行為とみなす。

(経過規定) 第三条 この法律の施行の際現に被害基金と云ふ名称を用いている者については、改正後の第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録税法の一部改正) 第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「被害賠償基金」を「被害基金」に改める。

(印紙税法の一部改正) 第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一中「被害賠償基金」を「被害基金」に改める。 (地方税法の一部改正) 第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。 第七十二条の四第一項第二号中「被害賠償基金」を「被害基金」に改める。

(所得税法の一部改正) 第七条 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「被害賠償基金」を「被害基金」に改める。 (法人税法の一部改正) 第八条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

理由

石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害について、その防止のための措置を促進するため、被害賠償基金の業務に被害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを加えるとともに、同基金の名称を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員会理事蔵内修治君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔蔵内修治君登壇〕

○蔵内修治君 たたいま議題となりました臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案外一件について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

石炭鉱害の復旧については、臨時石炭鉱害復旧法並びに石炭鉱害賠償担保等臨時措置法により大きな効果をあげてまいりましたが、いままなお累積鉱害が多数残存し、また、将来発生鉱害も相当量予想されております。

両案は、このような石炭鉱害の急速かつ円滑な復旧の促進等をはかるため、所要の改正を行なわんとするものであります。 両案のおもな内容を申し上げますと、臨時石炭

鉄害復旧法の一部を改正する法律案は、家屋等の復旧工事にかかわる国及び県の補助率を、現行二分の一から百分の六十五に引き上げること、石炭鉄害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案は、鉄害賠償基金の名称を鉄害基金に改め、新たに鉄害防止資金の貸し付け業務を行なうこと等であります。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたしました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

賛成者 相川 勝六 外四百九名

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和四十四年四月二日提出)の右の議案を提出する。

七〇九

昭和四十四年四月九日 衆議院会議録第三十号 臨時石炭鉄害復旧法の一部を改正する法律案外一案 公職選挙法の一部を改正する法律案

理由

補充選挙人名簿の登録手続等の合理化を図るとともに、連呼行為ができる時間の統一を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中道) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長中村庸一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中村庸一郎君登壇〕

○中村庸一郎君 たいま議題となりました三木武夫君外十一名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、昨年七月公職選挙法の一部が改正され、衆議院議員選挙または参議院議員選挙につきましては、それぞれ次の総選挙または通常選挙から実施することとされたのでありますが、本案は、さらに制度面及び運用面について改正を行なおうとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、補充選挙人名簿の登録手続及び調整手続の合理化をはかるため、補充選挙人名簿は選挙期日の公示または告示の前日までに登録の申し出をされた者について調整することとし、選挙期日の公示または告示後に登録の申請ができる制度を廃止することとしたしております。また、登録の申し出をするに当たり、必要がある場合には、現に効力を有する選挙人名簿またはその抄本の閲覧を求めることができるといたしております。登録の申し出及び選挙人名簿等の閲覧の請求は、市町村の選挙管理委員会の職員の勤務時間内にしなればならないものとしております。

第二は、運行中または停止中の選挙運動用自動車、または船舶の上における選挙運動のための連呼行為のできる時間が、衆議院議員選挙及び知事選挙の場合と参議院議員選挙の場合とを相違しおるので、これを統一して一律に午前七時から午

後八時までの間に限ることとしたしております。また、確認団体が政治活動のために行なう連呼行為のできる時間についても、前の場合と同趣旨の改正をいたすこととしたしております。

以上が、本案のおもな内容であります。本案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案によるものであります。去る四月三日本委員会に付託され、四月六日提出者の鈴木善幸君より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を進め、昨八日、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中道) 採決いたします。

本案は委員長長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中道) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中道) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。労働大臣石田博英君。

〔國務大臣石田博英君登壇〕

○國務大臣(石田博英君) 趣旨の説明を申し上げます。前に、一言発言をいたしたいと存じます。本日午前六時三十分ごろ、日鉄釜山伊王島鉱業所でガス爆発が起こり、現在までに七名の死亡が確認され、なお十七名について救出作業が進行されております。

労働省といたしましては、直ちに現地の長崎労働基準局長以下係官を現地に派遣いたしますとともに、三池医療委員会を専門医の現地派遣、その他緊急医療対策を進めておりますが、三井三池、北炭夕張の事故に引き続き、またまたこのような事故の発生を見ましたことは、きわめて遺憾にたえません。犠牲になられた方々に対しまして、こ

の機会に心から哀悼の意を表する次第であります。労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

労働者災害補償保険制度は、昭和二十二年に創設されて以来、労働災害をこうむった労働者及びその遺族に対し災害補償を行ない、あわせて労働者の福祉に必要な施設を行なうことによつて、労働者及びその遺族の保護に力を尽くしてまいりました。この間、わが国経済の成長と相まって、労働者災害補償制度も逐年増加し、保険経済の規模も拡大の一途をたどり、現在、労働者及び遺族に対する事業場数は約八十八万、労働者数は約二千万人でありまして、年間約百万人の労働者及び遺族に対し約五百億円にのぼる保険給付が支給されております。

しかしながら、従業員五人未満の零細事業や商業、サービス業などの任意適用事業に働く労働者等ではまだ労働保険の保護の外にある者も決して少なくない現状であり、最近における社会経済情勢の変化により、これらの労働者の保護をはかるため、労働保険の適用の拡大が強く望まれるに至っております。

また、労働災害をこうむった労働者及びその遺族に対して、必要な期間、必要な補償を行なうという見地から、障害者と遺族に対する保険給付については、原則として年金制を採用し、これによつてその生活の安定をはかるとともに、労働医療及びリハビリテーション施設の充実と相まってその社会復帰に資することが必要であると考へております。このことについては、去る昭和三十一年における労働保険法の改正の際において、衆議院及び参議院の附帯決議におきまして、遺族年金制の採用等について要望されたところであります。

さらに、労働保険法施行十数年の経験及び最近の諸情勢に徴して、保険給付、保険制度及びその運営につきまして、なお改善すべき点がしばしば指摘されておりますが、特に、労働保険の適用範囲がますます拡大されようとする事態に對して、労働保険の事務手続を簡素化して、事業

主等の負担を軽減するとともに、保険者たる政府の保険運営を能率的にすることが強く要請されており、このためにも、施設の充実、運用の改善と並んで、現行法令の整備が必要であると考へております。

政府におきましては、これらの問題を含めて労働保険制度の全般にわたつて検討を進めてきたのであります。同時に、労働保険審議会においても、労働保険制度の問題点について調査研究が行なわれ、昭和三十八年十月にその結果を労働大臣に報告されたのであります。

このような諸事情を考慮し、政府といたしましては、昭和三十八年十二月に、労働保険審議会に對し、労働保険制度の改善につき諮問をいたし、昨年七月、法改正の方向に関する答申を得たのであります。この答申に基づき、労働保険法改正要綱案を作成し、これを同審議会及び中央労働基準審議会に諮問し、昨年十二月にそれぞれ答申を得ました。本年一月、右要綱案に若干の修正を加えた要綱を社会保障制度審議会に付議し、その了承を得、その結果に基づいて、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を作成し、国会に提案いたしました次第であります。

次に、その内容につきまして概略御説明申し上げます。この法律案の内容は多岐にわたりますが、諸般の準備を整えた上、逐次これを実施に移すこととして、施行時期別に三カ条に区分してあります。すなわち、第一条は、適用関係、療養補償、休業補償、支給制限、保険料等に関する改正規定でありまして、昭和四十年八月一日から、第二条は、労働保険事務組合、特別加入等に関する規定でありまして、昭和四十年十一月一日から、それぞれ施行することとし、第三条は、保険給付の年金化を中心とする改正規定であります。昭和四十一年二月一日から施行を予定してあります。

以下、この区分に従つて、法律案のおもな内容を御説明申し上げます。第一に、改正法案第一条の規定による改正のうち、適用範囲につきましては、強制適用事業の範囲について、従来のもののほか政令で定めるものを加えて漸次拡大をはかることとするともに、

従業員五人未満の零細事業所等へのいわゆる全面適用については、二年以内に成果を得ることを目的として調査研究を行ない、その結果に基づいてすみやかに必要な措置を講ずることとしたしております。

次に、保険給付につきましては、給付基礎日額の算定にあつて、平均賃金を用いることが不適当な場合には、労働大臣が別途これを定めることとして、特殊事情によつて賃金額が不当に低くなる場合等における救済をはかることとしたしております。また、療養補償については、従来給付の対象となつた少額の療養費をも支給することとするともに、休業補償についても、待期間を三日間とするように改めております。

さらに、事業主の責めに帰すべき事由による支給制限を廃止し、その場合にも労働者には保険給付を、事業主からはその費用の全部または一部を徴収することができることに改めるとともに、労働者の責めに帰すべき場合の支給制限についての規定を整備することとしたしております。

その他、保険料の算定、納付の方法等を簡便なものに改めるほか、技術的な事項について所要の整備を行なつて、保険加入者及び保険者たる政府の事務の簡素化、合理化をはかつております。

第二に、改正法案第二条の規定による改正のうち、労災保険事務組合につきましては、失業保険事務組合の例になつて、中小企業等協同組合その他の事業主団体が、その構成員である事業主の委託を受けて、事業主の行なうべき労災保険事務を一定の条件のもとに代行することを認めることとし、もつて中小企業事業主及び保険者たる政府の保険事務の負担軽減をはかつております。

次に、大工、左官等のいわゆる一人親方、自営農民、小規模事業主及びこれらの者の家族従業者等、労働者と同様な状態のもとに働き、同様な事務災害をこうむる危険にさらされている人々についても、申請に基づき、一定の条件のもとに、特別に労災保険に加入することを認め、保険給付を受けることができるように、特別加入の制度を創設することとしたしております。

第三に、改正法案第三条の規定による改正のうち、保険給付の年金化につきましては、まず、障

害補償の年金の範囲を大幅に拡大することとしたしました。すなわち、従来は障害等級第一級から第三級までの重度障害者にのみ年金を支給していたのを改め、第一級から第七級までについて年金を支給することとし、身体障害者が必要とする期間に必要な補償を行なうこととしております。

次に、従来一時金であつた遺族補償は、原則として年金とし、一定の範囲の遺族に対し給付基礎日額の三〇%ないし五〇%の額の年金を支給することとし、もつて遺族の保護の徹底をはかつております。なお、年金を受けることができる遺族がない場合等には、給付基礎日額の四百日分の一時金をその他の遺族に支給することとしたしております。

また、長期傷病者に対する補償につきましても、従来の複雑な体系を改め、その内容を従来よりな通院及び入院の区別を廃止して、一律に療養の給付を行ない、かつ、給付基礎日額の六〇%の年金を支給することとしております。また、厚生年金保険等の年金と労災保険の年金とを併給される場合の調整につきましても、厚生年金等の六年間併給停止の制度を廃止し、当初から厚生年金については、従来方式に準じ厚生年金等の一定率相当分を減じて併給することとしたしております。

以上のほか、本改正案においては、労災保険事業に要する費用に対する国庫補助等につき所要の規定を設けるとともに、その附則において、以上改正に伴う経過措置、制度の切りかえに伴う暫定措置及び関係諸法律の条文につき所要の整備をいたしております。

以上が、労働者災害補償保険法の一部改正案の趣旨でございます。(拍手)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。八木昇君。

「八木昇君登壇」
○八木昇君 私、日本社会党を代表いたしましたし

て、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきましても、若干の質疑をいたそうとするものでございまして。(拍手)

近年、労働災害件数が著しく増加し、しかも、その内容がますます大規模化しつつあることは御承知のとおりであります。昨年の三池炭鉱の大爆発、国鉄鶴見事故、昨年の昭和電工事件、先般の夕張炭鉱事件などはその典型的なものであります。したがつて、私の質問の第一点は、産業災害の防止に関するものでございまして。

昨年の通常国会において、労働災害防止協会の提案をされました際に、わが党は、当時の黒金官房長官を通じ、内閣より五項目の確約を得たのであります。それから一年を経過いたしました。私は特に次の二項目についてお伺いをいたします。

すなわち、総理府に設置されている産業災害防止対策審議会についてはこれを充実強化し、産業災害の予防と対策についてはこの全般的の方策を樹立するという政府との約束は、その後一向に進んでいないように見受けられるのであります。このことは、政府がほんとうに真剣になつて産業災害問題を取り組んでいない証拠であると思つてあります。(拍手)あの約束はどうなつておるのであるか、今後どのようにされるおつもりであるか、総理のお考えをまずもつてお伺いするものでござい

ます。

次に、いわゆる労働者による安全パトロール問題につきましても、基準局のもとにある安全指導員制度についてその資格などを再検討し、労働組合代表をも選任するという政府との約束でござい

ましたが、この件はどのようになつておるか、これは労働大臣より答弁いただきたいのであります。

なお、私は、先般夕張炭鉱の災害視察にまいり、詳しく実情を聴取したのでございまして、夕張鉱山保安監督署は、事前にはばガス爆発のおそれのあることを会社側に注意し、爆発の起きたその日も、札幌の鉱山保安監督局に会社側の責任者を呼んで注意を与えており、しかも、その者が札幌より夕張に帰る途中においてあの爆発

事故が起こつておるのであります。また、けさほどは、またまた長崎の日鉄伊王島炭鉱において爆発が起こり、聞くところによりますと、現在二十九名の労働者が行くところ不明と伝えられております。この件につきましてはあらためて質問することにならうと思つてございまして、ともかく近年わが国の各企業間の競争は激化の一途をたどつておりまして、各企業は、人命尊重、労働安全確保もさることながら、生産能率第一主義に走りざるを得ないのであります。現在、災害防止のため

のきめ手になるようなものは何一つございませぬ。私は、会社側の重大なる過失によつて大災害を起こしたような場合には、営業停止を食わせるくらいのことをごさえないと、とうてい災害はおさまらないと思つてございまして。少なくともこの改正法案のような手ぬるいことではなくて、重大なる過失の場合のみでなく、過失はすべて、過失の解釈もつとゆるめまして、会社から金を取るべきだと思つてあります。また、その金額も、本改正案のように労働基準法による補償額の限度内というのではなく、全面的に取るべきだと考へるのであります。これらの点について総理はどのようにお考えであるか、お答えいただきたいのであります。

質問の第二点は、本改正案の内容についてであります。この改正案は、労働者の要求の線はもとより、昨年七月の労災保険審議会の答申の線よりも大幅に後退してはいるのであります。きわめて遺憾であります。

質問の第一は、適用の範囲についてであります。答申では、労働基準法の適用事業については即時、他のものについては一年以内に全面適用せよとなつておるにもかかわらず、本法案では、「他の社会保険制度との関連を考慮しつつ、二年以内に成果を得ることを目的として調査研究を行ない」云々となつておるのであります。まことにもつて法律のいいいとしてもおかしい話であります。

政府は、まず失業保険、次いで厚生年金、健康保険の全面適用の時期との関連を考慮して、そういう弁解をしておりますけれども、これは理由になりません。最も緊急を要し、しかも、国としてほとんど財政援助をしていない労災保険につきまし

ては、たいしてむずかしい問題もないのでござい
ますから、この際即時全面適用に踏み切るべきで
ございませう。この点いかにお考えであるか、総理
並びに大蔵大臣よりお答えいただきたいのであり
ます。(拍手)

第二は、給付の水準についてであります。労災
保険のみならず、日本における社会保険制度は、
その給付水準が国力に比較してあまりにも低過ぎ
るという点についてでございます。たとえば、本
改正案の遺族補償年金は、その最高限度を本人が
死亡前にもらっていた平均賃金の百分の五十に押
えておるのでありますが、これは答申の線である
百分の六十よりも下回っております。そしてILO
百二号条約の最低基準よりも低いと思っております。
そのものがきわめて高く、他の社会保険制度が完
備しておりますこととあわせ考えます場合は、これは
あまりにも低過ぎるのであります。どうして政府
は答申の線すらしものごとくできなかつたのか、
近い将来改善する意思があるのか、労働大臣のお
答えをいただきたいと思っております。(拍手)

第三は、スライド制についてであります。給付
はすべて賃金水準の変動に応じてスライドするの
が合理的であることは、理論的にも実際のにもこ
れは議論の余地はございません。しかるに、本改
正案では、賃金水準が二〇%以上変動した場合に
限つてのみ給付額を改定するという現行法のまま
となつております。答申は一〇%刻みとなつてお
るのに、なぜこれを押えたのであつか。また、当
分の間は現行のままとなつておりますが、この法
律にいう「当分の間」というのはいつまでであ
るか、どういった状態となつたときに改めるのであ
るか、労働大臣より答弁願いたいのであります。

第四は、中小規模事業主、農民、一人親方など
の特別加入を認めたことについてであります。私
はこのこと自体はけっこうなことだと思つてあり
ますが、それよりも、まずもつてすべての労働
者に対する全面適用のほうを先決であると思
つてあります。それはさておくといつたしまし
て、農業における業務上の災害の範囲はどのよ
うに定めるのか。伝えられるように、動力機械使用
の業務に限るといふことにした場合、農民は保険

料の掛け損になるおそれはないか。また逆に、災
害の範囲を広げた場合は、給付額がむやみに増大
しまして、他の強制適用者の保険料分を食うとい
うことになるのでございませう。一人親方や農民に
つきましては、これを別ワケとして国が財政援助
をするということが必要ではないか、労働大臣、
大蔵大臣より御答弁を願いたいのであります。
(拍手)

第五は、給付の年金化についてであります。従
来の一時金制度を大幅に年金制度に切りかえるこ
と自体はよいのでございませうが、ただ、この制度
実施に伴つて、経済変動に対する対策が不十分な
ため、一時金制度よりもむしろ実質的に悪くなる
というおそれ、あるいは保険財政を理由に給付の
頭打ちをさせるおそれなどがございませう。年金制
への切りかえによつて、自分の間は支出が激減
し、幾何級数的に支出がふえて金かふえませんが、特
別は幾何級数的に支出がふえて金かふえませんが、特
別各社の使用者側から、給付の制限や、労働者に
も保険料の一部を負担させようなどというよう
な筋違ひの要求が出てまいりまして、政府が動揺す
るといふおそれがあるのでございませう。この際、
この点についてのはっきりした態度を労働大臣よ
り表明せられたいのであります。

第六は、業務上外の認定の問題と、いわゆる通
勤途上の災害問題についてであります。近年の状
況、すなわち、中小工場の密集地帯やコンビナ
ーの増加、交通量の増加、新しい化学産業の開
発等に対応できるような新しい認定の方式がこの際
確立される必要がございませう。また、通勤途上の
災害は近年特にふえておるのでございまして、こ
れらに欧米にならつて適用すべきであります。
これらの点と将来への見通しについて労働大臣よ
り答弁せられたい。(拍手)

最後に、職業病についてお伺いいたします。産
業の高度化、近代化に伴ひ、職業病の問題はま
ず重要となつてきております。私は、この際、
現行法を再検討し、労災法上、その範囲、取り扱
い条件について明らかにすべきであると考えて
おります。少なくとも答申にあるとおりに、じ
ん肺は管理区分一より補償の対象とすべきであり
ます。腰痛、キーパンチャー及びこれに準ずる障

害については、補償条件を明らかにすべきであり
ます。その他、有毒ガス、薬物、高温多湿等によ
る機能障害や疾病についても規定すべきでありま
す。

特に、あの三池大災害は、直接燃発によつて死
亡した人はわずかに二十名でございまして、残りの
千百名に及ぶ被災者はすべて一酸化炭素によつて
やられたのです。CO中毒は、記憶喪失、知能低
下等のおそろしい後遺症を伴うものであることは
皆さん御承知のとおりでございまして、人によ
つては、社会復帰が永久にできないのはもちろん、
一生廃人となるのであります。特にCO中毒につ
いては、特別法を制定するか、しからずんば労災法
の中に明確に項目を設けるべきであると思つて
あります。この点はできれば総理より、具体的に
は労働大臣よりお答えいただきたいのでございま
す。

以上のほかに、実は労災問題に関しましては実
に広範多岐にわたつた問題が多くございませうが、
時間的關係もございまして、労働福祉事業団問
題等々、各般の問題につきましては省略いたし
まして、幾つかの要点についてのみ私は質問をいた
したのであります。政府の誠意ある答弁を期待
いたしまして、質問を終る次第でございませう。
(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君) 答弁に先立ちまし
て、一言発言を許していただきたいと思つて。〕
先般の夕張炭鉱事故に引き続きまして、本日は
た伊王島に災害が起こりました。まことに残念で
あります。さつそく現地に係官を派遣いたしまし
て対策を講ずることにはいたしております。不幸に
して災害をこうむられた、その犠牲者となられた方
に對しまして衷心より哀悼の意を表することと
に、今後再びかかる事故の発生しないように、徹
底的に原因を究明して、十分な対策を講じてま
いる所存であります。

次に、お答えをいたします。
産業災害防止対策審議会、これは昨年の十月に
発足いたしました以来、真剣に審議を重ねており
ます。その審議活動の状況はすでに御承知のこと
だと思つて。ただいま整理の段階に入りまし

て、専門的な調査の方向に取り組むようになって
おります。

同審議会は、申すまでもなく、産業活動に伴う
労働者及び設備、施設等の災害を防止しよう、そ
の防止対策を立てよう、こういうことで審議、研
究を続けておるのでございませうが、ただいまお話
のありました、あるいは交通災害、またその他の
公害等も、その関連におきましていろいろ研究が
進められることだと思つて。この種の災害等に
對する対策に必ず資するようになりつばな資料を得
ることだ、かように私は確信いたしております。

次に、社会保険のいわゆる全面適用の問題で
ございませう。この点につきましてはたいへん事情を
詳しく御承知のようでありませうので、私、重ねて
申し上げるまでもないことだと思つて、私、重ねて
の保険制度につきましても、いわゆる全面適用、こ
ういふ事が問題になつておりますが、今回の改
正法案を出します際までに十分の対策を立てるこ
とができる、見通しが十分つかないで今回案を
提案いたしておるのであります。で、やむを得ず段
階的に実施する、こういう方向で取り組んでま
いるつもりであります。もちろん、これで全面適用
の問題をたな上げするつもりは毛頭ございませ
ん。今後とも引き続き十分検討を進めてまいりま
して、そして具体的な効果をおげるような方向に
方策を立ててまいりたいと思つて。御協力
のほどをお願いいたします。

あとは関係大臣からの説明をお聞き取りいた
したいと思つて。(拍手)

〔國務大臣(田中角榮君) 第一の問題は、保険給
付額のスライド制につきまして、賃金水準が一
〇%上下の場合行なうべきであるという問題で
ございませうが、現行の労災補償保険法では、賃金水
準の二〇%以上の変動に基づいて給付額の改定を
行なうというところになつておるわけでございます。
この二〇%というのは、労働基準法における休業
補償の問題と同趣旨のものでございませう。しか
し、このところ賃金水準の顕著な上昇等もありま
すので、最近おおむね二年ないし三年で給付額の
改定が行なわれておりますので、受給者の生活水
準確保と改善に寄与いたしておるわけございま

す。

年金額改定の基準につきましては、種々の案があることは御承知のとおりでございます。労災保険は、労働基準法との関連も考慮することはもとよりでございますが、他の社会保険制度との関連も慎重に検討を要するわけでございます。その意味で、今回の労災補償保険制度の改正にあたりましては、原則として現行の制度のたてまえを継承することといたしたわけでございます。

第二の問題は、農民や一人親方等の特別加入につきまして、一般労災保険の別枠として国の財政支出が必要であるという御説でございます。一人親方や中小規模の事業主等の加入を認めましたことは、これらの方々が一般労働者と同様な業務災害の危険にあるというのを考慮したものでありまして、特に一般労働者に対する取り扱いを越えて特別な国庫補助を行なうことは妥当を欠くものだと考えておるのでございます。

第三点目の、全面適用、早期実現のための検討につきましては、総理大臣が申し上げたとおりでございます。(拍手)

〔国務大臣石田博英君登壇〕

○国務大臣(石田博英君) 災害の防止について努力をいたさなければならぬことは当然でありまして、政府は鋭意努力をしまいつている過程において、本日の事故等が起りましたことはたいへん遺憾でございますが、さらに一そう引き締め、姿勢を正して努力をいたしたいと存じております。

質問の第一点の、労働者の代表を安全パトロールに採用するといふ、つまり安全確保の制度上の問題でございますが、これはただいま中央労働基準審議会でその制度についての御審議を願っておりますところであります。政府は指導員の予算、人員等を増加いたしまして、効果をあげるように努力いたしております。

それから適用範囲の問題は、先ほど総理大臣がお答え申し上げたとおりでございます。

給付の制限が答申に六〇%とあるのを五〇%にいたしましたことは、国際的な水準に比べて低過ぎるんじゃないかという御質問でございますが、しかし、これは遺族補償が年金に切りかえられたこと

によりまして、事実上従来の二倍程度が支給されることに相なるのであります。たいへん大きな前進であると考えております。また、ILO百二号条約は、妻に子供二人の場合四〇%、この規定してあるのでございまして、そのほかの規定はございませぬ。今度の改正におきましては、家族が多くなるに従つて五〇%までを認めたいのでございませぬ。むしろ、これについて高いところもございませぬ。たとえば、イタリヤのごとく、妻に対して五〇%というところもございませぬけれども、他の国におきましては、妻に対して二〇%というところもございませぬ。したがって、今回の給付の制限は、国際的に見て特に低いとは考えております。

スライド制の問題については、ただいま大蔵大臣がお答えになりましたとおりであります。それから農民、一人親方等に対して適用いたしました問題でございますが、これは本来、労災保険の運用から申しますと、いわば本来の筋を離れた、ことばはよくありませんが、一種のサービスのあります。したがって、そのサービスをやる部門が、本来補償する労働者諸君に対する補償よりも高くなるということ、大きくなるということ、本来の制度上から違つてまいります。そういう観点から具体的な施策を講じてまいりたいと思つておる次第でございます。詳細はこれから農林省、農業団体そのほかと検討をいたしてまいりたいと存じておる次第でございます。

次に、年金化された場合の将来の支出増、その場合、労働者に負担をさせるようなことはございませんが、この支出増に對しましては、その前に生じてまいります積み立て金の運用、それから、これからわれわれの努力によりまして災害を防止する、これに主力を注ぐことによつて、これを処理してまいりたいと考えているのであります。労働者諸君に負担させるような意思は全くございませぬ。

それから通勤災害、特に交通事故をこの対象にすべきだといふ御議論でございますが、会社の通勤バス等によつて生じた場合は、これは従来どおり対象をいたしておりますが、一般の交通事故を使用者の責めに付し、使用者の負担による保

険で補償させるのは筋違いでありまして、これはやはりけがをさせ、あるいは障害を与えたその加害者に補償させるべきが至当であると私は考えるのであります。

それから、職業病については、特別の補償というよりなこと、あるいは特別の立法ということ、制度上検討を要すると思ひますけれども、運営上その効果の徹底を期してまいりたいと存じておる次第でございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 大蔵大臣 田中 角榮君
- 文部大臣 愛知 揆一君
- 通商産業大臣 櫻内 義雄君
- 労働大臣 石田 博英君
- 自治大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

- 内閣法制局第二部長 真田 秀夫君
- 労働省労働基準局長 村上 茂利君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

- 一、昨八日、内閣から、社会保険審査委員会に幹部弥生一君及び川嶋三郎君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

- 一、昨八日、本院は社会保険審査委員会に幹部弥生一君及び川嶋三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

- 一、昨八日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申出

の、次の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した。

- 通商産業省貿易振興局長 渡邊彌栄司 (政府委員任命)
- 一、昨八日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、八日議長において承認した渡邊彌栄司を同日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
- (理事補欠選任)
- 一、昨八日、決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
- 理事 瀬戸山三男君(理事竹山祐太郎君去る六日委員辞任につきその補欠)
- (常任委員辞任)
- 一、昨八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
- 内閣委員 角屋堅次郎君 堀 昌雄君
- 法務委員 大村 邦夫君 平林 剛君
- 商工委員 大村 邦夫君 佐々木更三君
- 通信委員 佐々木更三君 大村 邦夫君
- (常任委員補欠選任)
- 一、昨八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
- 内閣委員 堀 昌雄君 角屋堅次郎君
- 法務委員 大村 邦夫君 長谷川正三君
- 商工委員 佐々木更三君 大村 邦夫君
- 通信委員 大村 邦夫君 佐々木更三君
- (特別委員辞任)
- 一、昨八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
- 災害対策特別委員 中島 茂喜君 西宮 弘君
- 公職選挙法改正に関する調査特別委員 坂谷 忠男君 篠田 弘作君
- 大石 八治君 田中 彰治君

昭和三十九年四月九日 衆議院会議録第三十号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する八木昇君の質疑 朗読を省略した議長の報告

七二二

昭和四十年四月九日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

石炭対策特別委員

- 小笠 公昭君
- 倉成 正君
- 廣瀬 正雄君
- 大石 八治君
- 四宮 久吉君

(特別委員補欠選任)

一、昨八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

- 災害対策特別委員
- 吉川 久衛君
- 公職選挙法改正に関する調査特別委員
- 田中 彰治君
- 篠田 弘作君
- 石炭対策特別委員
- 藤田 義光君
- 小淵 恵三君
- 四宮 久吉君
- 中村 幸八君
- 廣瀬 正雄君

恩給法等の一部を改正する法律案

一、昨八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

- 外務省設置法の一部を改正する法律案
- 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案
- 港湾労働法

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、国土保全、民生安定の見地から急速かつ円滑な鉱害の復旧促進が強く要請される現状にかんがみ、復旧費の値上り等の実情に対応して国等の負担分を適正化しよりとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 家屋等の鉱害復旧工事の施行者に対し、国及び都道府県が交付する補助金の合計額を、

地盤等復旧費の額の二分の一から百分の六十に改める。

2 この法律は、公布の日から施行し、改正規定は、昭和四十年四月以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

議案の可決理由

本案は、復旧費の値上り等により、鉱害賠償義務者の負担が著しく増大した実情に対応して、円滑な鉱害復旧の促進を図るための必要な措置として適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度一般会計予算(通商産業省所管)に、鉱害復旧事業費として、五億七千万円が計上されている。

昭和四十年四月八日

- 石炭対策特別委員長 加藤 高藏
- 衆議院議長 船田 中殿

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の実情に対処して、鉱害防止措置の促進を図ろうとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 法律の目的に鉱害防止のための措置を促進することを加え、鉱害賠償基金の名称を鉱害基金に改める。
- 2 基金の目的に、鉱害防止措置に必要な資金の貸付けを加え、基金の業務にこれを加える。
- 3 基金の監事は、監査結果に基づいて必要と認めるときは理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができるものとする。
- 4 この法律は公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

議案の可決理由

本案は、累積鉱害の処理促進と、鉱害発生防止を図る措置として有効適切なものと認め、

これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和四十年年度一般会計予算(通商産業省所管)に鉱害賠償基金出資金として三億円、昭和四十年年度財政投融資計画に鉱害賠償基金への融資として十一億円が計上されている。

昭和四十年四月八日

- 石炭対策特別委員長 加藤 高藏
- 衆議院議長 船田 中殿

公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、補充選挙人名簿の登録手続及び調製手続の合理化をはかることと、衆議院議員選挙及び都道府県知事選挙における連呼行為のできる時間について、参議院議員選挙と統一をはかる必要があるため、所要を改正を行なうとするもので、その要旨は次の通りである。

(一) 補充選挙人名簿に関する事項

- 1 補充選挙人名簿は、選挙期日の公示又は告示の日の前日までに登録の申出をした者日現在により調査し調製するものとし、選挙に際し登録の申請ができる制度は、廃止するものとする。
- 2 補充選挙人名簿の登録の申出をしようとする者は、市町村の選挙管理委員会に対し、選挙人名簿又はその抄本の閲覧を求めることができるものとし、補充選挙人名簿の登録の申出及び選挙人名簿等の閲覧の請求ができる時間を、市町村の選挙管理委員会の職員の勤務時間内に限るものとする。

(二) 連呼行為に関する事項

- 1 衆議院議員及び都道府県知事選挙について、連呼中又は停止中の選挙運動の自動車又は船舶の上においてする選挙運動のための連呼行為ができる時間を、参議院議員の選挙の場合と同様に午前七時から午後八時までの間に限るものとする。

2 衆議院議員及び都道府県知事選挙について、連呼中又は停止中の自動車の上においてする確認団体の政治活動のための連呼行為ができる時間を、参議院議員の選挙の場合と同様に午前七時から午後八時までの間に限るものとする。

(三) 施行期日
この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、補充選挙人名簿に関する事項については改正規定については、昭和四十年五月一日から施行するものとし、連呼行為に関する事項については改正規定については、衆議院議員の選挙については総選挙から、参議院議員の選挙については通常選挙から、都道府県知事選挙については公布後一カ月を経過した日から適用するものとする。

議案の可決理由

本案は、補充選挙人名簿の登録手続等の合理化をはかることと、連呼行為ができる時間の統一をはかる等選挙の制度面および運用面について改正しようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十年四月八日

- 公職選挙法改正に関する調査特別委員長 中村庸一郎
- 衆議院議長 船田 中殿

衆議院會議録第二十八号中正誤	正
六三 一段 行	誤
六三 一 領土	領土
六三 一 設備	整備
六三 一 加工	加工面
六三 一 冷蔵庫	冷蔵庫
衆議院會議録第二十九号中正誤	正
六三 一段 行	誤
六三 一 行	正

定価 一部 二十五円
(ただし良紙紙は三十円)
(送料別)

所行 東京港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(六)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日